シーサイドライン開通を祝い新緑の太陽のもとで

越後七浦観音礼大祭

6月3日（月）午前10時建立地で挙行

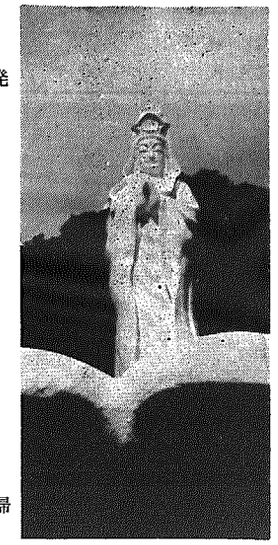

越後七浦シーサイドラインの

家内安全、交通安全、海上安全、遭難者の冥福、魚霊供養等の祈願をこめて観音像建立以来、四周年を迎え今年の礼大祭も六月三日（月）に盛大に挙行されます。

開通により多数の参拝者でにぎわい、盛況が予想されますが、当日は特別バスを運行いたしますので御利用ください。

雨天の場合は、間瀬海雲寺で行ないます。

バス運行時間

<行き>

	時 分発
役場前	8時 8.45
和納農協前	8.50
和納8区バス停	8.55
西中バス停	8.58
中学校前	9.00
岩室農協前	9.03
矢川橋前	9.08
岩室角屋前	9.10
樋曽バス停下	9.15
間瀬小学校	9.25
田の浦駐車場	9.30着

下車徒歩5分

<帰り>

田の浦駐車場　時発 1.00

シーサイドライン廻りで帰ります。

村民スポーツの推進を!!

村体育協会総会終る

―予算八十九万三千円―

去る四月二十九日、静閑荘で村体育協会総会が開かれ、昭和四十八年度事業及び決算の承認と昭和四十九年度基本方針と事業計画、予算の承認がなされた。

また、昭和四十八年度に特に功績のあった選手とチームの表彰を行い、賞状と記念品を贈り、今後も大いに活躍され心身の健康と豊かな社会生活の進展のために一層のご協力を期待します。

○被表彰者

〔民謡〕

故久保田春男（岩室）

〔剣道〕

進藤　順治（和納）

〔野球〕

青年団野球チーム

〔バレーボール〕

婦人バレーボールチーム

新しい自己創造の機会

第二回岩室村青年県外研修派遣団員募集

秋田県で実施

村では、次代を担う青少年に対し広く県外の実情を視察研修させ、訪問県の青年との交歓交流を通して友好、親善を深め、帰村後、青年団体活動の中核として活躍できる「新しい力」を養成するため、本年も青年県外研修派遣事業を実施いたします。

昨年三重県へ派遣された六名の青年は、そこで得たさまざまな体験をもとに、村内青年団体活動の一翼をになう立派に活躍しております。

実施計画は次の通りですから希望者は教育委員会まで申し込んで下さい。

一、派遣方針

(一)派遣地　秋田県男鹿市周辺

(二)派遣人員　六名

(三)派遣期日　八月五日～九日（四泊五日の予定）

二、資格要件

本村に在住する青年男女で帰村後青年団体等のリーダーとして活躍を期待できる人

三、経費

派遣に要する経費（交通費、宿泊、交歓会等）は村において負担する

四、応募期限及び申し込み

六月十八日まで申し込み書を教育委員会へ提出のこと（申し込み書は教育委員会にあります）

五、研修計画

(一)事前研修

七月二日、三日、四日、（三日間）村公民館

(二)本研修

七月五日～九日（四泊五日）

秋田県男鹿市

(三)事後研修

七月十二、十六日、三〇日　村公民館

期日	宿泊地	時間	研修内容
7/5(金)	青年の家		秋田県青年の家入所
7/6(土)	分泊	午前	講受　秋田県の青年団体活動について 産業，文化について
		午後	男鹿市へ移動，地元青年との交歓会
7/7(日)	分泊	午前	社会見学　大潟村
		午後	放送利用学習の実際
7/8(月)	青年の家	午前	移動　秋田市へ
		午後	市内見学
7/9(火)			退所　帰村

故篠原治蔵さん

勲六等瑞宝章を叙勲

故篠原治蔵さんは、昭和二十二年四月以来、旧間瀬村議会議員をはじめ逝去されるまで各種の要職を歴任、長期にわたり地方自治に貢献され、功績多大であり、この度、勲六等瑞宝章を叙勲されました。

伊豆半島沖地震

被害者に愛の手を

五月九日の伊豆半島沖地震の惨状については既にご承知のことと思います。

日赤では救護班を現地に派遣、また、毛布、日用品、食糧を急送、被害者の救護に活発な活動を展開中です。

また、義援金も取扱うこととなりましたので日赤岩室村分区（社会福祉課）で次により受付けます。（現金のみ）

一、義援金について

取扱い期間

五月十日～六月十日

取扱い窓口

日赤岩室村分区（社会福祉課）

二、義援品の無料扱い

◎鉄道荷物

取扱駅　国鉄駅

期間　五月十日～六月九日

送付先

静岡県賀茂郡

南伊豆町役場内

災害対策本部長

◎郵便小包

取扱局　郵便局

期間　五月十四日～六月十三日

送付先

静岡市追手町四四―五

日本赤十字社

静岡県支部長

義援品は、直接国鉄駅又は郵便局へご持参下さい。

6月1日 越後七浦シーサイドライン開通

間瀬←――――→野積　5・3 km

○開通式典　午後10時　寺泊町野積ゲート　○一般車輌オープン　正午

テープカット，くす玉割りブラスバンド　間瀬、野積ゲート　花束記念品贈呈

国民健康保険税も四期納税に

住民税は電算処理

五月には、固定資産税の第一期分と昭和四十九年度分の軽自動車税を納税していただきましたが、六月は住民税と国民健康保険税の第一期分の納期です。

国民健康保険税には、大きな改正点がいくつかありますが、近隣の町村ではすでに数年前から実施されておりました。

他の税金や料金・掛金などと合わせた、別表「**村税等納期一覧表**」をご参照の上、納税準備預金や資金計画をおたてになり、期限内完納が達成されますようにご協力をお願いします。

国民健康保険税

① 納期は四期に

従来、保険税は**十期**に分けて納税していただいておりましたが、本年度から固定資産税や住民税と同じく**四期**で納税していただくことになります。

これは、急増する税務事務を、できるだけ少ない人員と経費で処理しようとするねらいをもって改正されるわけですが、

② 限度額は十二万円に

高額所得者に対する課税限度額が

八万円から

十二万円に

引上げになります。

これは、医療費の増高によりいやおうなしに保険税が上がり、高額所得者の数が増えているにもかかわらず、限度額を据置きにしておくと、低中所得階層の納税義務者の負担が比較的に重くなるということから、それを緩和しようとして法律が改正になったことに伴う措置であります。

③ 社会保険等の被扶養者認定基準の改正

一定の基準以上の所得があると見なされて、社会保険等の被扶養者になれないために、家族の一部が国民健康保険に入っている世帯が相当数あります。

最近の改正で、社会保険の被扶養者認定基準の所得額が、「三十四万七千五百円程度」から「七十万円程度」に引上げになりましたので、今まで認められなかった人も、社会保険の被扶養者に認定されることとなり、同一世帯で「社保」と「国保」の両方に加入しなければならないという姿が大部分解消される見込みです。

該当すると思われる方はそれぞれの職場の事務担当者と十分な連絡をとり、所要の手続きをされることをおすすめします。

住民税

住民税納税通知書の宛名は

カタカナです

本年度から住民税（村県民税）の賦課業務が、コンピューターによる処理に変わりました。計算そのものは従来の方法と同じですけれども、納税通知書や納付書の様式が変わり、宛名はすべてカタカナで記載してあります。同音の読みは世帯番号や納税義務者番号で判別していただくことになるほか、第一期から第四期分までの納付書が同時に届けられるなど、取扱い上変わった点がいくつかありますので、納税者も取扱金融機関も役場の会計や税務担当者も共々注意し合って、円滑に納税事務が進められることをねがっています。

くわしくは納税通知書をよくごらん下さい。

税のことでわからないことや不服なことがありましたら、お気軽に税務課へお

電話二―四一一番

内線　二九・三〇番

区分＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税			○		○			○		○		
固定資産税		○		○			○		○			
軽自動車税		○										
国民健康保険税			○			○		○			○	
国民年金掛金	○			○			○			○		
水道料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育料		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○

昭和49年度村税等納期一覧表

たばこは村内で買いましょう

岩室駅の公徳傘は必ず返しましょう（勤労親和会）